

都市高速道路外郭環状線（世田谷区宇奈根～練馬区大泉町間）事業 に係る環境影響評価方法書に対する三鷹市長の意見

1 環境影響評価全般に係る意見

（1）総括的意見

三鷹市域は、中央自動車道とのジャンクションが地上部分で計画されており、関係区市の中でも環境への影響が最も懸念される地域である。

本線道路やジャンクション、インターチェンジの構造・工法及び換気所の設置等については、案の段階から事前に関係区市と協議をし、かつ地域住民との合意形成を十分に図った上で選定されたい。

また、環境影響評価を行うにあたっては、周辺環境への影響が、定量的、定性的に判断できるような、詳しい情報・データを提示されたい。

（2）環境影響評価を行うに当たっての想定条件について

- ① 環境への影響を予測・評価するにあたっては、インターチェンジを設置する場合及び設置しない場合、また、インターチェンジを設置する場合においても、想定される全てのインターチェンジの組合せを想定して行うこと。
- ② 同様に、ジャンクションとインターチェンジを一体的に整備した場合の環境への影響を予測・評価すること。
- ③ 高速道路の料金設定により、交通量が変化することが予測されることから、想定される料金設定毎（インターチェンジの有無も考慮した設定毎）に影響を予測・評価すること。
- ④ 現在建設中の「圏央道」や「首都高速中央環状線」により、交通量が変化することが予測されることから、それぞれの影響についても予測・評価すること。
- ⑤ 環境への影響の予測・評価にあたっては、外環道路計画線の周辺に限定しないで、中央自動車道の三鷹料金所及び調布インターチェンジを含む広域的な視点で行うこと。
- ⑥ 環境への影響の予測・評価にあたっては、将来的な交通量の予測を含めて評価すること。

（3）社会的環境に与える影響を予測・評価することについて

外環道路計画は、自然環境への影響のみならず、社会的環境に与える影響が極めて大きい計画である。

農地や緑地の減少に伴う影響、開削区域における地域の分断や通学区の分断に伴う影響、インターチェンジの設置により付隨的に発生する交通環境への影響（生活道路への車の流入による交通事故の増大）などの社会的環境への影響評価についても、評価項目とされたい。

具体的には、

- ① 農地や緑地の減少に伴う影響を予測・評価すること。
- ② 地域の分断や通学区の分断に伴う地域コミュニティや教育環境への影響を予測・評価すること。
- ③ 土地利用、農業等の産業など、地域のまちづくりへの影響を予測・評価すること。
- ④ インターチェンジの設置に伴い、交通量の増加や生活道路への流入等の影響を受ける周辺（市内）道路に係る環境影響について、予測・評価すること。
- ⑤ ジャンクション及びインターチェンジ付近の開削部分により分断・消滅する生活道路について、その機能への影響を予測・評価すること。
- ⑥ 外環道整備の影響を受ける公共交通、また、外環道の公共交通の活用に係る影響について、予測・評価すること。
- ⑦ それぞれの想定条件に対し、立ち退きが必要となる家屋数等の把握を正確に行い、その影響について、予測・評価すること。

（4）ジャンクション及びインターチェンジの設置について

現都市計画では、三鷹市域には、中央自動車道に接続するジャンクション及び主要道路に接続するインターチェンジが地上部分で計画されているが、関係区市の中でも、環境への影響が最も懸念される地域であるので、次の点に十分配慮されたい。

- ① ジャンクション及びインターチェンジを設置する場合には、その構造や工法については、案の段階から事前に関係区市と協議をし、かつ地域住民との合意形成を十分に図った上で選定されたい。
- ② ジャンクション及びインターチェンジを設置する場合には、特に、影響を最小限に抑える最新の工法等を導入することにより、自動車から排出される二酸化窒素や浮遊粒子状物質などの大気汚染物質、騒音、振動等に関する環境基準をクリアするものとされたい。
- ③ ジャンクション及びインターチェンジを設置する場合には、そのもののデザイン（外観、意匠等）は重要な課題であるので、既成の形態にとらわれず、地域性や文化性に配慮したものとされたい。

(5) 換気所の設置について

外環道路を地下構造とする場合、換気所の設置が必要であるとの見解であるが、換気所は、周辺環境に与える影響が大きい施設であるので、設置について検討する場合には、次の点に十分配慮されたい。

- ① 換気所設置の候補地については、案の段階から事前に関係区市と協議をし、かつ地域住民との合意形成を十分に図った上で選定されたい。
- ② その設置場所については、できる限り住宅から離れている場所を候補地として選定されたい。
- ③ 換気所については、沿道全体に均等に分散配置することを想定した上で、それぞれの場所について、その影響を予測・評価されたい。
- ④ 換気所については、その具体的な規模、内容、処理能力を想定した上で、周辺環境に及ぼす影響について明確にされたい。
- ⑤ 換気所の設備・構造については、排気ガスによる大気汚染が限りなく少なく、かつ汚染物質が外部に漏れないよう、最新の技術を積極的に取り入れた最善の設備・構造とされたい。
- ⑥ 換気所そのもののデザイン（外観、意匠等）は重要な課題であるので、既成の換気所の形態にとらわれず、地域性や文化性に配慮したものとされたい。

(6) 地下トンネル内の安全対策と危機管理対応について

- ① トンネル内の事故や自動車火災を想定した排煙処理や防火装置、消火装置等の安全対策を十分に確立されたい。
また、将来普及が予想される、水素自動車や燃料電池自動車等の新しい車種による事故への対応策についても、あらかじめ配慮されたい。
- ② トンネル内での危機管理については、様々なケースを想定した上で、地震、水害等を含めた防災対策をはじめ、緊急時における地上部への速やかな避難、救急救命等の非常出動体制など、十分な対策を講じられたい。
- ③ トンネル内の避難路については、車椅子等でも安全に避難できる構造とされたい。また、避難路の気圧については、肺機能障害を持つ人でも健康被害をおこさないように配慮されたい。

(7) 調査方法への要望について

- ① 調査技術については、最新の技術を採用されたい。
また、測定方法については公表し、かつ市民にもわかりやすいよう配慮されたい。

2 環境影響評価方法書に対する意見

(1) 大気質

- ① インターチェンジを設置した場合における周辺道路に及ぼす影響を把握する必要があるため、インターチェンジへのアクセス道路の主要交差点付近（インターチェンジから概ね2.0kmの範囲内）については、大気質の調査対象地点とされたい。
- ② 他の高速道路と結ばれることにより、中央自動車道の交通量が増大すると予測されるため、中央自動車道沿道（特に三鷹料金所付近）について、大気質の調査対象地点とされたい。
- ③ 児童・生徒や市民が利用する施設に対する生活環境への影響を調査するため、周辺に位置する学校、保育園などの公共施設及び周辺商店街は、大気質の調査対象地点とされたい。
- ④ 換気所から排出されるガスによる周辺農地等の土壤への影響や、河川・池・地下水等への影響が心配されるため、環境影響評価の項目に、換気所の設置に伴う「土壤への影響評価」及び「水質への影響評価」を追加されたい。
- ⑤ 換気所の高低や風向きにより、排出されるガスの影響を受ける範囲が異なることが予測されるので、その範囲ごとに調査地点を選定されたい。
- ⑥ ジャンクション付近は、大気質の調査地点を必要かつ十分に選定（最低でも4箇所：ジャンクションの東部、西部、南部、北部それぞれに各1箇所選定）されたい。また、調査期間についても、平日だけでなく日曜・休日を調査対象とされたい。さらに、前記調査地点については、開通後も調査を継続し、環境への影響についての情報を公開されたい。なお、インターチェンジを設置した場合も、同様とされたい。
- ⑦ 地下方式に伴う排気口やトンネル出口からの風量、温度、大気汚染物質などの予測・評価をされたい。
- ⑧ 大気質については、農地の土壤への影響、農産物への影響についても評価対象とされたい。
- ⑨ 大気質については、酸性雨への影響についても評価対象とされたい。

(2) 騒音・振動

- ① 児童・生徒や市民が利用する施設に対する生活環境への影響を調査するため、開削区間周辺に位置する学校などの公共施設は、騒音・振動の調査対象地点とされたい。
- ② 換気所の運転に伴う騒音・振動について、環境影響評価を綿密に実施

されたい。

- ③ ジャンクション付近には、騒音・振動の調査地点を必要かつ十分に選定（最低でも4箇所：ジャンクションの東部、西部、南部、北部に各1箇所選定）されたい。また、調査期間についても、平日だけでなく日曜・休日を調査対象とされたい。さらに、前記調査地点については、開通後も調査を継続し、環境への影響についての情報を公開されたい。なお、インターチェンジを設置した場合も、同様とされたい。
- ④ 工事の実施に伴う騒音、振動については、地域住民への影響を最小限に抑えるような工法を採用されたい。

（3）水環境・水質

- ① 中央自動車道と接続するジャンクション付近には、新川地区の湧水を水源とする一級河川の「仙川」があり、カワセミやシラサギが生息し、魚類も数種確認されている。工事等による水の汚濁が懸念されるにも拘らず、環境影響評価項目として「水環境」を今回選定していない。環境影響評価項目として選定されたい。

（4）地盤・水循環

- ① 三鷹市域においては、大深度地下トンネルと、それに接続するジャンクションにより、地下水脈への影響が懸念される。
環境影響評価にあたっては、事前に十分に調査を行い、井戸水や湧水への影響を最小限にとどめるとともに、将来にわたり継続して地下水位や水質の変化を調査し、必要に応じた対策を講じられたい。
- ② 三鷹市では、深井戸により深層地下水を水道水として利用している。深層地下水の水位は約40～45メートル以下に位置し、三鷹市全体で39本の深井戸があり、地下200メートル付近の地下水を汲み上げている。今回の大深度地下の工事により、地下200メートル付近の地下水への影響が懸念されるので、事前に十分な調査を実施したうえで、影響のない工法を採用されたい。

（5）史跡・文化財

- ① 計画地域には、文化財保護法第69条に基づき指定された史跡「玉川上水」がある。環境影響評価方法書93ページ「(7)文化財保護法に基づく名勝又は天然記念物」を「(7)文化財保護法に基づく史跡、名勝又は天然記念物」にあらため、当該事業が玉川上水に及ぼす影響についても、評価対象とされたい。

(6) 調査項目の追加

① 「地球温暖化及びヒートアイランド」を環境影響評価項目に追加されたい。

ジャンクションやインターチェンジ、換気所付近において、集中する自動車からの排気・廃熱により、環状8号線等で見られる標記現象と同様の影響が懸念されるため、予測・評価を行う必要がある。

以上